

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 66 号)

令和2年12月11日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分公開決定で公開しないこととした部分のうち、別表に掲げる部分を除き公開すべきである。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

令和2年4月6日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(公開請求に係る公文書の名称又は内容)

最新の天津聖苑指定管理者提安書(原文のまま)

2 実施機関の決定

令和2年4月15日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、大津市斎場の指定管理者選定の際に現指定管理者が提出した事業計画書(以下「本件公文書」という。)を特定して、条例第11条第1項の規定に基づき公文書部分公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

令和2年5月11日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、公文書の公開をしない部分の公開を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 指定管理者＝事業者、代表者の個人情報等はホームページ上で公開されており、個人情報保護の対象には含まれない。
- 2 配置する従業員の個人情報保護に関する部分では法規法令に従い公開を求めている。
- 3 条例第1条に記載ある、知る権利を尊重し公正で透明な信頼される市政に反し、かつ、第3条公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されておらず、第7条(1)ア・イ・ウにも当てはまらない。
- 4 第7条第2号アについても競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとあるが、指定管理者を選定するに当たり、大津市ではプレゼンテーションを実施しており、入札ではなく提案書、指定管理者選定委員会を通じ、公正な審査の上決定していることから公開できない理由に

は当てはまらない。

- 5 条例第7条第3号についても、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすためとあるが公開、周知することにより犯罪の未然防止については公共施設の安全秩序の維持に繋がるため当てはまらない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 事業計画書には、他の事業者と差別化を図り競争上優位に立つためのアイデアやノウハウが記載されており、過去の事業活動により法人内部で蓄積されてきたノウハウ等が無条件に公開されれば、今後競争上不利になる。
また、指定管理者の事業計画書は、競争業者による公文書公開請求により内容がコピーされ、模倣されることが多い。
このことから、双方の利益を比較衡量した上で、事業者のノウハウ(管理手法、設備保守、経費縮減策、利用促進策、本部サポート体制、人員養成、災害対応、地元対応等)のうち特に重要と認める部分を非公開とした。
- 2 事業計画書のうち防犯警備体制、情報セキュリティに係る部分は、条例第7条第3号に該当するため非公開とした。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公文書について

本件公文書は、大津市斎場の指定管理者選定の際に指定管理者募集要項に基づき被選定者が作成し、実施機関に提出した事業計画書である。

なお、指定管理者募集要項には、議会説明用及び公表用資料として、事業計画書の概要版(以下「概要版」という。)を提出することが定められており、提出された概要版は大津市議会ウェブサイトに掲載されている。

事業計画書には、管理の基本方針、危機管理体制、類似施設の管理実績、人員計画、施設運営等について記載されており、実施機関は、その一部について、条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当することを理由に非公開とした。審査請求人はこれを不服として審査請求を行ったが、審査請求書の内容によると、個人に関する情報については公開を求めているものと認められる。そこで、当審査会では、実施機関が条例第7条第2号又は第3号に該当することを理由に非公開とした部分の非公開情報該当性について検討する。

- 2 非公開情報該当性について

- (1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、同号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公

開情報として掲げている。「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、一般的には、(1)生産技術上又は営業・販売に関する情報であって、公開することにより、公正な競争原理や秩序維持が侵害されると認められるもの、(2)人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、事業活動が損なわれると認められるもの、(3)その他公開することにより、名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものと解されるところ、具体的な適用に関しては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性等を総合的に考慮して判断する必要がある。

実施機関が非公開とした部分には、斎場施設を運営する際の管理手法、設備保守、人員体制等に係る情報が含まれており、これらは営業上の情報又は内部管理に属する情報を含むものである。

当審査会で本件公文書を見分したところ、非公開部分には概要版に記載された情報を含み、これらの情報については概要版が公にされていることに鑑みると、公開することにより当該法人の権利、利益を害するおそれがあるとは認められない。

その余の部分について検討したところ、施設運営に係る記述の多くは一般的な内容であり、法人の特別なノウハウが記載されているとまでは認められなかった。

ただし、取引先の名称については、営業・販売活動上の秘密に属する情報であり、また、人員計画のうち、資格経験年数等、雇用形態、個別の person 費及び継続雇用の流れが記載された部分については、法人の人事管理に関する情報であって法人独自の施設運営に対する創意工夫が詳細に示されることとなることから、条例第7条第2号に該当すると考えられる。

さらに、予約システム運用に係る対応方法、トラブル発生時の再発防止策の成果確認頻度、過去の災害時の対応内容及び火葬炉の操作に関する部分については、具体的な手順等が詳細に記されており、法人独自のノウハウであって条例第7条第2号に該当すると考えられる。

(2) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

実施機関が同号に該当するとして非公開とした情報のうち、文書や記録媒体の管理に係る一般的な記述については公にすることにより犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないが、警備計画、端末のパスワード及び金銭の管理に関する部分については犯罪を企図する者にとって有意な情報となることを否定できないため、条例第7条第3号に該当すると認められる。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 5月18日	諮問書の受理
令和2年 9月11日	審査請求の概要説明 実施機関からの事情聴取
令和2年10月23日	審議
令和2年11月20日	審議
令和2年12月11日	答申

別表

頁	当審査会が非公開妥当と判断した部分	条例第7条の適用号
7	取引先名称	第2号
8	取引先名称	第2号
9	取引先名称、表の「当グループのノウハウを活かした具体的な対応方法」欄	第2号
11	表の7項目目	第3号
15	「防犯対策の取り組み事項」の表のうち箇条書きの4番目	第3号
16	下表の再発防止策の成果確認頻度が記載された部分	第2号
19 ～ 20	実施機関が非公開とした部分	第2号
22	「電子データの管理体制」の表「情報セキュリティ」項の2行目1文字目から22文字目	第3号
23	取引先名称	第2号
28 ～ 31	資格経験年数、雇用形態、個別の person 費	第2号
40	取引先名称	第2号
43	取引先名称	第2号
52	「1. 利用料徴収業務の留意事項」箇条書きの4番目、「ミス／不正防止の重要項目」の表「取扱者の不正防止策」欄の4行目、同表「違算／紛失防止策」欄の1行目及び7～10行目	第3号
62	取引先名称	第2号
64	「1-② 継続雇用の考え方と流れ」箇条書き部分	第2号
67	実施機関が非公開とした部分	第2号